

●日 時 令和元年5月16日(木) 10時～11時50分

●場 所 茨城森林管理署 2階会議室

●議 題

○審議事項

林政諮問第1号 林地開発許可案件について(太陽光発電施設設置事業)

林政諮問第2号 林地開発許可案件について(工業団地建設)

○報告事項

林地開発許可(10ha以下)について

平成30年度森林湖沼環境税活用事業の実績及び令和元年度事業計画について

○その他

森林経営管理制度について

●審議結果

諮問案件については、異議なく承認された。

●委員からの主な意見等

○林政諮問第1号について

Q. 太陽光発電事業が終了し、ソーラーパネルを撤去した後は、植栽し緑化することとされていますが、それを行うのは土地所有者ですか、事業者ですか。

A. 今回の案件では、土地所有者が植栽を行い、その費用の一部を事業者が支払う、という契約になっています。

Q. 適切に植栽が行われなかった場合、県としてはどういった対応をとるのですか。

A. 林地開発許可は、ソーラーパネルの設置完了までが許可の対象となっており、森林法で指導できるのはその時点までということになります。

意見. 事業者がソーラーパネル撤去後に植栽しない場合に、罰則がないのは課題と考えます。

意見. 法令に沿った開発かどうかをチェックするのは森林審議会の重要な役割ですので、他法令の確認状況については、わかりやすく記載すべきと考えます。

●日 時 令和元年7月9日(火) 13時30分～14時55分

●場 所 茨城県庁11階 1101会議室

●議 題

○審議事項

林業諮問第1号 保安林解除案件について

●審議結果

諮問案件については、飛砂等の影響についての意見を付したうえで、承認された。

●委員からの主な意見等

○林業諮問第1号について

- Q. 森林率はどのように算出されるのですか。また、指定を解除する保安林のうち、どれくらいの面積が伐採されるのですか。
- A. 事業区域内の全体の森林(保安林以外の森林を含む)のうち、工事終了後に残る森林の割合を示します。今回の案件では、指定解除する保安林はすべて伐採する計画とされています。
- Q. 指定解除する保安林は全て伐採し、土地を改変することですが、雨水排水計画は適切ですか。
- A. 事業区域のうち、敷地外に流す勾配がとれないごく一部の流域だけは浸透池に導く計画とされています。それ以外の区域については、U字溝等の排水施設により速やかに敷地外に放流する計画であり、適切と認められます。
- Q. 保安林の伐採により、飛砂などの影響が生じた場合の対策は。
- A. 事業者によるシミュレーションでは飛砂などの大きな影響はないとされていますが、万一、現状よりも影響が増大した場合には、適切な措置を講じるよう、事業者に対して指導してまいります。

●日 時 令和元年8月27日(火) 13時30分～14時50分

●場 所 茨城県庁11階 1103会議室

●議 題

○審議事項

林政諮問第3号 林地開発許可案件について(太陽光発電施設)

笠間市諮問第1号 林地開発許可案件について(太陽光発電施設)

○報告事項

林地開発許可(10ha以下)について

●審議結果

諮問案件については、異議なく承認された。

●委員からの主な意見等

○林政諮問第3号について

Q. 開発区域内に保安林はありませんか。また、地域住民の理解、村の同意は得られていますか。

A. 開発区域内に保安林はありません。

また、太陽光発電に関するガイドラインの中で周辺住民の同意を得ることを求めています。が、当該ガイドラインでは、林地開発許可の審査に関わらず、工事着手前までにその手続きを行うこととされています。

○笠間市諮問第1号について

Q. 土地の権原について、借地の場合、将来的に土地の返還を求められる可能性もあります。その場合、重要な防災施設が借地上にあると事業継続に支障が生じると思います。本事業においても自己所有地と借地があるとのことですが、どの部分が借地かは把握していますか

A. 図面には示していませんが、借地の区域は確認しています。

また、事業者は所有者との間で35年間の地上権設定の契約を締結し、事業期間内の権原を確保しています。事業者はそれ以降も発電事業を継続したいとの意向です。なお、事業期間中の維持管理と、その後の事業地の扱いについて、市が事業者との間で維持管理協定を締結しています。

意見. 事業終了後の施設撤去などのため資金積立をしているということですが20年後、30年後にその会社が存続しているのか、という懸念があります。

意見. 太陽光パネルはそんなに長くもつものではなく、発電事業期間中に取り換えが必要になると思います。こうした費用を考えると、事業終了時にパネル撤去のための積立金が残っているのか、疑問です。

また、太陽光パネルは壊れると発熱するので、森林火災の原因にならないとも限りません。

Q. 将来、発電事業をやめてしまったときに、例えば土砂崩れが起こった場合には市が何か対応しなければならないのですか。

A. 民間事業者の行為に起因するものであれば、市が対応するにしてもあくまで事業者に代わって行うだけであり、その経費は事業者から回収することになります。

●日 時 令和元年12月19日(木) 13時25分～15時20分

●場 所 茨城県庁9階 901会議室

●議 題

○審議事項

林政諮問第4号 水戸那珂地域森林計画の樹立について

林政諮問第5号 八溝多賀地域森林計画の変更について

林政諮問第6号 霞ヶ浦地域森林計画の変更について

林政諮問第7号 林地開発許可案件について(太陽光発電施設)

林政諮問第8号 林地開発許可案件について(太陽光発電施設)

○報告事項

林地開発許可(10ha以下)について

●審議結果

諮問案件については、異議なく承認された。

●委員からの主な意見等

○林政諮問第4号～6号について

Q. 水戸那珂地域森林計画において、一部の市で計画対象森林面積が大きく増えているのはなぜですか。

A. 面積の計測方法を、従来の紙図面を用いたアナログ的な方法から、森林GISを用いたデジタル的な方法にし、精度が向上したこと、また、林地台帳の整備にあたり市町間に錯誤があった箇所を修正したことなどに伴い、一部の市町に増減が生じたものです。

○林政諮問第7号について

意見. 近年、短時間に記録的な大雨が降ることが増えています。林地開発許可の審査基準、例えば雨水の排水に関わる調整池の設置基準などについては、強化すべきだと思います。

○林政諮問第8号について

意見. 県は、再造林を進めるなど森林の造成を進める一方で、多くの森林を伐採する太陽光発電事業も認めている状況です。許可基準を満たしているとは言え、矛盾を感じます。